

公益財団法人黒石市スポーツ協会賛助会員規則

(目的)

第1条 公益財団法人黒石市スポーツ協会定款第35条第2項の規定に基づき、賛助会員に関する必要な事項を定め、当法人のスポーツ振興の推進に資することを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の事業に対し資金的に支援する個人又は団体を、理事会の決議を経て賛助会員とすることができる。

(賛助会費)

第3条 賛助会費は、毎年9月末日までに会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、額は次のとおりとする。

1口 10,000円 以上とする。

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%を公益目的事業に、残りを法人会計に充当する。

(賛助会員の取消)

第5条 第2条により賛助会員となった個人又は団体が、賛助会員として不相当と認められるに至ったときは、理事会の決議により、当該賛助会員はその資格を失うものとする。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、令和3年4月1日から施行する。(名称変更：第1条)